

NO. 20 2019. 4. 25 発行

東海在日外国人 支援ネットワーク通信

東海在日外国人支援ネットワーク（代表 原科 浩）

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 名古屋労災職業病研究会内

TEL/FAX 052-837-7420



講演で「外国籍労働者、移民の存在なくして日本の社会は成り立たない」と話す移住連代表理事の鳥井一平さん（3月30日 イーブル名古屋）

目次

- ◆ 鳥井一平さんが語る「求められるまっとうな移民政策」 P2～P4
- ◆ 第7回名古屋入管と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会を振り返って P4～P5
- ◆ 移住女性支援の現場から P5～P6
- ◆ 偽装申請抑制ではなく、難民保護に主眼を置いた難民認定申請手続きを求める P6～P8
- ◆ 日本に巣くう植民地主義と向き合おう／愛知朝鮮高校「無償化」裁判控訴審 P8～P9
- ◆ 専従生活まる10年になりました P9～P11
- ◆ 参加団体・個人からのお知らせ P11～P12

鳥井一平さんが語る「求められるまっとうな移民政策」

3月30日、入管法が改定され移民労働者が日本に入国するまさに二日前、移住者と連帯する全国ネットワークの鳥井一平さんをお招きし移民政策についてお話しいただいた。雨の降る肌寒い日にもかかわらず、54人の会場に70人を超える参加者が続々と集まり熱気にむせ返るようであった。

鳥井さんは工場現場で指を失った根っからの労働者、その労働者の立場から外国人労働者への熱い思いを語った。同じ仲間への思いの詰まった言葉の数々は、私たちの胸を打つものが多かった。その一端をここで紹介したい。

秋の臨時国会に鳥井さんは法務省委員会の参考人として呼ばれた。呼ばれたのは前日夕方、資料を渡されたのは当日2時間前、どのように移民政策について議論がなされたかを象徴的に表している。それほどまでに政府が緊急に必要としたのは労働力のみ、世界から生身の人間がやって来るという視点が、政府には全く欠けている。

日本の移民政策について語るには、今だけを見てはだめだ。歴史をさかのぼって日本が外国人労働者をどう扱ってきたのかおさらいをする必要がある。

移住労働者には、1980年以前に植民地主義で労働力調達されたオールドカマーと1980年以降に入国したニューカマーと言われる人たちがいる。オールドカマーの時代、中国・朝鮮・韓国の労働者に対する不当な管理・監視政策は反省無きまま現在まで引き継がれている。一方ニューカマーと言われる人々が大量に来日したのは1980年から1990年後半、バブル景気の人手不足を補う経済的要請の結果、実に30万人を超えるオーバーステイの存在を黙認せざるを得なかった。職務質問したオーバーステイの労働者を交番で問いただしていると、工場から社長が走ってきて「お巡りさんこの子連れてったら、工場が止まっちゃうよ」と頼むと「そうか」と言って帰してくれたという話もある。

いないことになっているこんな移住労働者が、一斉に姿をあらわにしたのが1993年3月8日。賃金未払・労災・解雇など生活と権利のため外国人が立ち上がり外国人春闘をスタートさせたのだ。その移住労働者の顕在化が、日本の移住労働者に対する不当な扱いをもあらわにしたのだ。一方政府はオーバーステイ労働者の激増に取り組みざるを得なくなり、浮上したのが日系人だ。日系ビザ創設1990年、当時の入管局長がこう語っている。「外国人はいやだから、かつて移住した日本人に帰ってきてもらう計画だった。ところが帰ってきたら彼らは外国人だった。おまけに家族まで連れてきた。」

こうした状況を補うために入管法を改定し生まれたのが、悪名高き外国人(研修)技能実習制度だ。1990年入管法改定により「研修」の在留資格が定められ、1993年に在留資格「特定活動」として「技能実習制度」が創設された。国外の民営・国公営送り出し機関から来日し日本の受け入れ機関で研修したのち、企業と雇用関係を結び生産活動に従事し技術力をあげるといううたい文句であった。2010年には在留資格「技能実習」を創設し研修は分離された。しかし、



国の内外からの実習生の非人間的な扱いへの批判を受け、2017年いわゆる「技能実習法」が施工され、受け入れ団体や企業を監視する「外国人技能実習機構」を新設した。

こうした流れを見ると一見改善されたかにみえるが、研修制度が生まれてから今の外国人実習制度に至るまで、根本的な問題点は何ら変わらず、さらにこれが改正入管法のもとでも受け継がれていくだろう。

その一番の問題点は、移住労働者を単なるモノのような労働力として扱い、社会に貢献する人間としての労働者と見ないことだ。これは国連の人権理事会などから人身売買・奴隷労働として厳しい勧告・批判を何度も何度も受けている。

この制度のどこが奴隷労働なのか、鳥井さんは自身がかかわった驚くような具体例を時に実写も添えて次々紹介した。

たとえば示された賃金明細、時給わずか 300 円。230 時間とある労働時間は残業時間のみ、正規の時間を加えるとなんと 400 時間を超える。生命を脅かすような時間だ。別な給与明細では、基本給がマイナスとなっている。その実態は様々な控除だ。布団リース月 6000 円、以下掃除機リース・TVリース・調理器リースなどズラっとリース料が並び、恐ろしい例としてトイレの使用記録、トイレ使用回数と所要時間が記録され、なんと 1 分 15 円引かれる。豊田市の大手自動車産業での話だ。これには聴衆から一斉に驚きの声が漏れた。しかし、この日本でこのように信じられないような労働環境でなぜ労働者たちは従事し耐えているのか、鳥井さんはそこにこそ奴隷制度と呼ばれるゆえんがあると言い、ある動画を見せてくれた。それは警官らともみ合っている複数の実習生らだ。2017 年 12 月 6 日「とちおとめ」の生産農家で働いていた実習生が、2 年半もの間一日も休ませてもらってないと相談に来た。パスポートも携帯も取り上げられていた。その 3 日後空港から助けを求める電話が入った。警官たちに強制帰国させられるというのだ。直ちに救出に向かった鳥井さんたちと警官がもみ合っている時、空港警官が現れた。とたんにくだんの警官らはスーッと姿を消した。なんと管理団体が雇った偽警官だったのだ。

実習生は、国を出るとき多額の借金を背負ってくる。それは 100 万円にもなることが多い。その上送り出し機関・管理団体に保証金と称する金を払い、何らかの問題があった場合没収されるのだ。おまけに彼らには転職の自由がない。つまり労働者の最後の抵抗手段「こんな所やめてやらあ！」ということは出来ないのだ。だからこそ受け入れ機関が、どんなに理不尽なことをやっても「帰国させるぞ」と脅せば労働者は従わざるを得ない。これこそが奴隷制度と呼ばれるゆえんなのだ。町内会で子供たちの世話をするような優しい中小企業の社長さんたちは、この実習制度のうまみを知ったがゆえに、とんでもない非人間的な行為に手を染めることになってしまったのだ。こうした問題は一部の不心得者によるものではない。この制度は人を変えてしまう恐ろしい制度であり、あってはならないものだ。

最近の報道で、難民として入国してくる労働者を偽装難民として犯罪者扱いする例が多い。が、移住労働者は認めないと扉を閉めながら、実習生・留学生と偽装して労働力を受け入れている。私たち日本人こそ偽装をしているのだ。

オリンピックを前に私たち日本人は二つの選択を迫られている。労働力をいかに上手に使い捨てるか、あるいは移住労働者を同僚・隣人として社会の一員・担い手としていくのか。今こそ移住労働者を同じ人間として認め、対等な立場で共に生きて行く仕組みが求められている。そのためには労働者の力で対等な関係を構築して行く法規制が必要なのだ。

1 時間半にわたる熱い講演を鳥井さんはこう締めくくった。

「皆さん見てください！僕の一番のお気に入りの写真です。」そこには三陸の被災地で「私も！私も！」と救援活動に加わった移住労働者の笑顔いっぱいの顔があった。もう一枚、1993年以来続く春闘で「私はコンビニで弁当作ってます」「私はあなたのシャツを洗ってます」というプラカードを挙げた労働者たちの元気いっぱいな姿は、私たちが何を今しなければならぬかを雄弁に語っていた。

(知立派遣村実行委員会 高須 優子)

第7回名古屋入管と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会を

振り返って

2018年度の意見交換会が2019年1月10日に催された。今回は、入管から、いくつかの団体の具体的な活動経験を話してほしいという注文があった。会の冒頭、出席した入管職員と、トムスの参加者の名前程度の自己紹介をした後、フィリピンの支援団体「FMC」のバージ石原さんから、昨年、記憶喪失で路頭に迷っていたフィリピン女性を助けて、無事郷里の実家に帰国させることができた話があった。警察、区役所、入管、NPO団体、フィリピン領事館等の見事な連携プレーの成果だった。日頃は地味な活動をしているNPOの実力を知ることができた事例だった。



★ 続いて、例年通り、先に提出しておいた質問事項と要望事項の回答の読み上げがあった。書面でほしいと

要望したが、それは拒否された。録音して、再度活字化するしかない。

- 1、在日外国人は、愛知県は東京都に次いで2番目に多い。「技能実習生」の数はダントツで1番だ(約30000人、2位の千葉県は約14000人 平成30年6月末現在 入管局資料)。また、「特定活動」も東京に次いで全国2位である(東京都約15,700人、愛知県約6,400人 平成30年6月末現在 入管局資料)。これら2つのビザは、滞在期間が比較的短期で限定的である。名古屋入管区の出国命令による帰国者や仮放免者の数から、愛知県は非正規滞在者の比率がかなり高いことが分かる。仮放免者数は全国の19%である。上位2か国は従来より変わらずフィリピン・ブラジルであるが、3~5位にイラン、トルコ、ネパールが挙げられている(全国統計では、上位5か国はトルコ、フィリピン、スリランカ、イランの順)。
- 2、質問の統計事項は、1外国人の在留の状況について、2非正規滞在の外国人について、3名古屋入管の管内での在留特別許可の運用の現状について、4外国人技能実習生制度について、5DV事案について、6難民について、7名古屋入管の収容場の処遇について、8入管の新体制について、の8項目を毎年提出しており、先年度と比較することは活動の参考になっている。

★ 要望事項の中の一部を以下紹介する。(詳細は、東海在日外国人支援ネットワークが作成した第7回意見交換会報告書を参照ください。)

- 1、外国人技能実習生制度について；寮費については、回答『寮費等の実習生が定期的に負担する費用については、実習生の合意を得ている必要がある。これらの費用は実費に相当する額、

あるいは適正であるべきであり、適正を超えた場合は、事実関係や経緯を調査し、計画認定の取り消しや改善命令を行うこともありうる。』

2、DV認定の基準について；回答『当局では、本省が策定した「DV事案に関する措置要領」に基づき、・・・中略・・・警察等関係機関の介在の有無にかかわらず、申請人からDV被害を受けている旨の申告があった場合など、DV被害者、又はDV被害者と思料される外国人を認知したときは、DV事案の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にするようにしている。』とあった。長年DV問題に取り組んできた質問者は、「名古屋入管のDV認知件数が全国的に突出している理由として考えられるのは、この措置要領が順守されているからではないかと思う。」と言っている。

3、名古屋入管の収容場の処遇について；毎回、被収容者の医療への不平不安の解消や面会を土日に可能にすること等を要望しているが、いまだ改善の旨の回答は1度も無い。

★ 最後に、自由な質疑応答の時間が約1時間あった。

1、技能実習生の相談窓口を、1 昨年新設された実習機構と入管とで、それぞれ、たらいまわしをしていることがよく分かった。これでは、実習制度の改善のために機構を新設した意味がない。

2、入管の通訳の能力は非常に重大な問題であるが、採用に関しては資格やキャリアは検討するが、肝心の通訳能力のチェックは全くしていないことが分かった。

3、被収容の病人の仮放免の基準については、「収容に耐えられるかどうか」、またセンター移送の判断基準は「明確な基準はない」という回答だった。

4、シングルマザーの在留期間の更新について、「彼女たちは、仕事と育児を身を削るようにして頑張っているが、低収入や体を壊して生活保護の受給者になる場合が多くある。この実態を知って、一律に生保の受給者は1年ビザしか出さないという審査基準を見直してほしい」という要望を出した。

5、難民認定申請について、今年度から申請時に住所を証明する書類がないと受理されない事例があることを指摘して、その理由を訊いた。「電話が無い、住所も不確定では出頭通知が届かないからだ」という回答だった。

★ 最後は少し時間が余ったから、質問がもっとあってもよかったようだ。次回は、自由質問についても、事前打ち合わせをしたほうが良いのではという意見が出た。

(入管面会活動「フレンズ」 西山 誠子)

移住女性支援の現場から

◆ 移住連女性プロジェクト

東海在日外国人支援ネットワークも協力関係にある「移住連」こと「NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク」には、労働、女性、医療、難民などの分野ごとに活動家や団体のつながりがあり、サブネットワークができています。私自身も移住女性支援のかかわりで、長く女性プロジェクトに参加しているので、日常的な地域での支援活動と絡めて、結婚などで日本に定住する移住女性の実情を紹介したい。

◆ プロジェクトの最近の取り組み

移住者、とりわけて移住女性、さらに DV や離婚などでシングルマザーとなった女性たちの生活困窮が見逃せないものとなっていることから、就労調査をしようとの声があがり助成金を得て調査がはじまった。全国の女性プロジェクトに参加する団体個人が分担して行っている。この 4 月 1 日に改定入管法が施行され、移住女性もさらに多様化が予想されることから、近々、それを踏まえた議論をし、集約までの日程をたてることになっている。

◆ 支援現場では

名古屋入管と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換の場では、私も継続して移住女性の貧困については報告している。生活保護の受給者は一律在留期間が 1 年に限定されることに関連しているからだ。子どもが小さく、働く時間も勤務先も制限され、懸命に働いても、生活に必要な最低限の収入が得られず、一向に生活保護から抜けることができない。結婚で日本に定住する移住女性の中にフィリピン人が占める割合は依然多いが、私が身近で相談を受け、交流したりする中で、彼女たちの生きづらさを目の当たりにすることがあまりに多い。少しでも生活の安定を求めて転職を試みるが、読み、書きの日本語の習得、職業訓練による資格の取得は、働きながらではまず不可能だ。携帯電話などの契約で「1 年の在留期間ではできません」と言われることも少なくない。また、子どもの面倒をみてもらうために自国の家族を呼び寄せることも、生保の受給中は、身元保証人になることができず、実現しない。さらに、彼女たちには自国の家族への送金という責務が重くのしかかっている。たとえ「結婚」が目的で来日したとしても、あくまでも「結婚」は手段であって、「日本へ来て働き、家族を助ける」という大義名分がある。最近では自国の親きょうだいを扶養親族として、税務申告で扶養控除を申請する手助けもしている。

◆ 「多文化家族支援法」

お隣の韓国は、移住女性支援では日本よりはるかに先を行っている。2008 年に早々と多文化家族支援法が制定され、文字どおり韓国人と外国人の結婚による多文化家族には、様々な援助や優遇措置がある。韓国に定住する外国人同士の結婚が対象から外されることは問題だが、移住連女性プロジェクトでは、この法制度に注目し、早い段階から「この法律の日本版をつくりたい！」の声があがり、この分野に詳しい講師を招いて話を聞いたり、昨年は韓国の多文化家族の当事者を囲んだ交流会も開催したりした。実現までは長く険しい道のりではあるが、挑戦のしがいがある。

(SEWMI そうみ・移住女性自立の会 杉戸 ひろ子)

偽装申請抑制ではなく、難民保護に主眼を置いた

難民認定申請手続きを求める

法務省は、2019 年 3 月 27 日に 2018 年における難民認定者数等についてのプレスリリースを出しました。各メディアでは、難民申請者数が大幅に減ったのは、法務省の偽装申請の抑制策の効果であると報道されています。しかし、現場では、保護を受けるべき人が保護されていな

い状況、申請そのものが事実上拒否されている状況、意図に反した難民認定申請の取下げ、困窮する難民申請者の増加等様々な問題が起きています。名古屋難民支援室では、以下の通り声明を出しましたので、ご紹介させていただきます。

法務省発表「平成30年における難民認定者数等について」を受けての声明

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

2019年3月29日

1. 難民認定者数 前年の倍増 不十分

前年の難民認定者数が20人であったのに対し、2018年は42人と倍増しました。

しかし、それでも尚、難民認定率は1%以下に留まっており、全国で難民支援に携わる個人や団体からしても、また、諸外国の認定率、庇護率と比較しても、難民認定されるべき人が認定されていない懸念が残ります。

名古屋難民支援室の支援経験に基づいても、42人という認定者数は少ない、と考えます。名古屋難民支援室が難民として認定されるべきと考えている案件に絞っても、証拠が不十分、個別に把握されていない等の理由で不認定になっており、守られるべき人が守られていません。

2. 難民認定申請者数 前年の半減 事実上の申請受理拒否

難民認定申請者数は、10,493人であり、前年比で9,136人(47%)減少しました。法務省の発表を受け、各メディアは、運用厳格化の効果であると報道しています。

しかし、名古屋難民支援室が2018年9月7日に出した「難民認定申請書の配布拒否と受取拒否に対する申入書」にある通り、運用厳格化の直接的な効果とは異なる、難民認定申請希望者を門前払いする違法、不当な措置が申請窓口で取られており、その結果、難民認定申請が出来ない庇護希望者が存在します。

2018年に名古屋難民支援室に相談のあった事例をいくつか以下に指摘します。

- ・ 難民認定申請書を持参したところ、申請希望者の住所を証明する書類(住宅賃貸契約書や電気・ガス代の請求書に本人の氏名が記載されているもの)や、他人の家に住んでいるのであれば、その人の身分事項を証明する書類を求められ、それを直ちに提出できないことを理由に申請書を受け取ってもらえなかった
- ・ 難民認定申請書を持って申請したいと申し出たところ、申請窓口で、どういう理由で申請するのか聞かれ、答えたところ、それは難民の条約に当てはまる理由ではないので、申請しても無駄だ、あなたのためにならない等と言われ、申請書を直ちに受け取ってもらえなかった
- ・ 再申請の希望を申し出たところ、申請窓口で再申請の理由を聞かれ、答えたところ、それは裁判で争う内容だ、再申請はできないと言われ、(再申請の)申請書をももらえなかった

3. 空港での難民認定申請の受理拒否の懸念

今回の法務省の発表には含まれていませんが、2018年の空港での申請者数は、25人であり、前年の133人と比べて激減しています。

実際、難民認定申請数が大幅に減っているスリランカ、トルコ、フィリピン、ベトナムについて、上陸拒否件数が増加しています。

名古屋難民支援室にも、空港や港から、庇護を求めて逃れてきたが、送還されそう、助けて欲しい、という相談が2018年に入ってから増加しました。

4. 取下げ激増 収容か帰国かと脅され、混乱した状態で難民認定申請を取下げ

難民認定申請を取下げた者は、2,923人であり、法務省は、前年の1,612人と比べて約81%増となり、急増している、と発表しています。

しかし、名古屋難民支援室には、2ヶ月の振り分け期間の在留期限が切れる頃、入国管理局に呼び出された難民認定申請者が、在留資格変更不許可の通知をされ、今後はオーバーステイになるので、このまま難民認定申請を続けても収容される、と説明され、収容か帰国の選択を迫られ、混乱の中、収容への恐怖から難民認定申請を取下げってしまった、という相談が複数寄せられています。このように在留を制限され、難民認定申請を意思に反して取下げてしまった人の中には、帰国後自宅軟禁に置かれている人もいることは深刻な問題です。

5. 困窮する難民認定申請者ら

運用の変更により、難民認定申請時に有効なビザや在留資格を保有していた難民認定申請者らの在留が制限されたり、在留期限が短くなったりしているため、総じて難民認定申請者の生活が不安定になりました。A案件に振り分けられた0.3%以外の難民認定申請者は、在留資格の関係で住民票に登録されず、国民健康保険への加入も容易ではありません。

運用変更後に出生した新生児にも弊害が生じています。名古屋難民支援室には、一人親家庭で、母親は運用変更前に難民認定申請し6ヶ月の特定活動を保有しているが、運用変更後に出生した新生児が難民認定申請すると、初めは2ヶ月、その後3ヶ月の在留資格しか与えられず、住民票から削除され、国民健康保険への加入も難しい、という親子からの相談が数件寄せられました。運用の変更により、脆弱性の高い子どもの難民認定申請者が保護されていないという実態があります。

さらに、在留資格の制限により、収容される難民認定申請者が増加すると共に、収容が長期化し、精神を病んでいる収容者が増えています。

以上から、名古屋難民支援室は、「濫用」防止優先の難民認定申請手続きではなく、**本来の条約の趣旨にあった難民の保護に主眼を置いた難民認定申請手続きが行われること**、及び、**難民認定申請手続きの審査期間中、難民認定申請者の人権を保障し、日本に逃れてきた庇護希望者が安心して日本に滞在できるような難民認定申請手続きの運用を強く求めます。**

(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

日本に巣くう植民地主義と向き合おう

愛知朝鮮高校「無償化」裁判控訴審

3月30日に開催された拡大学習会「どうなる？これからの日本の移民社会」には、現場で外国人支援に携わっておられる方々が多数参加くださいました。問題山積の技能実習制度をはじめ、

いままでの外国人政策を十分に総括することなく、4月1日からの受け入れ拡大ありきで進んできた政府の姿勢に対し、少しでも情報がほしいという気持ちが伝わってきます。

支援者の意識と政府・国会の議論のずれは、支援者が生身の生きている生活者としての在日外国人と向き合っているのに対し、政治家や財界人は単に安価で都合の良い労働力としてしか外国人を見ていないから生じるのでしょうか。鳥井氏の講演で聞いた、政府の役人が外国人労働者という言葉をつかわず、「外国人材」にこだわる姿に、移動・移住してくるのがリアルな人間なのだ、という現実を頑なに認めようとしないう政府の姿勢が表れていると思いました。

鳥井氏の講演の重要な指摘は、今の政府の外国人政策と日本社会のあり様を、戦前の植民地支配や戦後の旧植民地出身者である在日朝鮮人政策とのつながりでもとらえるという視点です。歴史に向き合い、謝罪・補償という形できちんと清算してこなかったという事実が、元徴用工問題、元日本軍慰安婦（性奴隷）問題として日本に突きつけられ続けています。「技能実習制度」が現代版の奴隷労働ともいわれる形で機能するのはなぜか。技能実習という制度が、人の良いはずの社長を変えてしまう、ということがなぜ起こるのか。私たち、日本社会に、戦後も清算されないままに巣くっている（無意識の）植民地主義と向かい合う必要があるのではないか、と考えさせられました。

朝鮮高校を高校無償化制度の適用から除外（不指定）したことを不当・違憲として日本政府を訴えた裁判（「無償化」裁判）の控訴審が、2018年12月12日に始まり、第2回2019年1月25日、第3回4月26日と開かれました。名古屋地裁では、裁判の結審直前になって国側が提出してきた証拠と新主張に乗っかる形で、原告（元朝鮮高校生）敗訴の判決（教育内容を問わないとした制度の根幹を否定し、朝鮮学校の教育内容が、日本国憲法の理念にそぐわないから、適用除外にしても構わないとした。）を出しています。これは反論の機会も与えられない、全くだまし討ちのようなやりかたでした。地裁段階では十分な審理が尽くされていないとして、原告弁護団は、高裁に準備書面、学者意見書を提出し、証人審問も要求し、十分な立証をすべく準備をすすめています。しかし、特に争う点はないという国側の姿勢と、それを忖度して早期結審をおおす裁判長の態度に、全く予断をゆるさない状況です。国と裁判所の横暴を許さないように、ぜひ裁判に注目し、支援をお願いいたします。

（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知・事務局長
東海在日外国人支援ネットワーク（TOMSUN）・代表 原科 浩）

専従生活まる10年になりました

名古屋で労災被災者や職業病の患者さんを支援する名古屋労災職業病研究会（以下、労職研）の専従職員になったのはリーマンショックの影響が色濃く残る2009年3月2日でした。気が付いたら専従生活まる10年になりました。

専従生活まる10年ということで、専従になりたての頃のことを少しご紹介することにいたします。

外国人の労災相談

専従になったばかりのある日、当時多かったブラジルやペルー等南米出身者からの労災相談に混じって、四日市の漫画喫茶で夜を明かしたが所持金が尽きてしまったという日本人女性から電話相談を受けたことは今でも強烈に印象に残っています。この時は四日市市役所の保護課に電話を入れたうえで女性に保護課に行ってもらおうよう話しましたが、労職研の専従者になる前、私は会社に勤めながら労働組合の執行委員をしていて、組合事務所で派遣切りにあった労働者の対応をしていました。

労職研に入った頃は外国人労働者の労災支援ばかりしていました。トヨタ系部品会社で転倒し頸椎を損傷したことから四肢麻痺になってしまった日系ブラジル人男性や、コンビニ向けにスイッチを製造している会社で水あめの入った一斗缶を機械でつぶす作業中に機械に腕を挟まれCRPS（複合性局所疼痛症候群）を発症したペルー人元弁護士の男性のケースなどは今でも思い出します。

頸椎損傷のブラジル人

頸椎を損傷した日系ブラジル人男性のケースは、被災時の目撃者がいなかったことから認定まで時間がかかり、生活保護申請や障がい者手帳申請を支援するだけでなく、被災者が何も出来ない状況だったので病院、会社、監督署との折衝など何もかもしなければなりません。労災が認定された時、生活保護を止める為市役所に男性と一緒にいったのですが、男性が労災と生活保護の両方をもらえると勘違いし、生活保護を止めないでくれと私に懇願してきた時の顔が目に焼き付いています。

CRPSのペルー人

CRPSのペルー人の男性のケースでは、会社の総務が毎月の休業補償給付請求書の事業所証明をわざとすぐに行わず何週間も放置する嫌がらせをしていたことから、休業補償給付請求書を会社に送付するたびに総務担当者に電話をかけることを1年以上しました。症状固定するまで数年かかり、男性は英語が堪能だったこともあり、相談以外、様々なことを話したことが思い出になっています。「日本に来たのは働く為というより、妻が日系人だったのでアドベンチャーのつもりだった」と話していたことをよく覚えています。男性が住んでいたアパートからお連れ合い、子供ともども追い出され、不動産屋で交渉したこともありました。このブラジル人男性とペルー人男性のケースは最後にユニオンで補償交渉を行い解決しました。

指切断したロヒンギャ族

難民申請していたミャンマーのロヒンギャ男性の支援も印象に残っています。小さな食品会社の機械に手を巻き込まれ指を2本切断し労職研に相談に訪れました。最近になって、ミャンマーでロヒンギャの人々が迫害されているニュースに触れ、ロヒンギャという民族を知るようになりましたが、当時は、ミャンマー国籍にもかかわらずイスラム教徒で、食べるものもイスラムの料理を好み、容貌も立派な髭をはやしたイスラムの男性が仏教徒のイメージが強いミャンマー人であることを不思議に思っていました。この男性の労災は認定されましたが、支援から数年後、中古自動車輸出業の仕事をしている時に名古屋入管に収容され、収容中、待遇改善を求めてハンストを行いそのことが大きく中日新聞に記事に載りびっくりしました。

労災続きのトルコ人

今年に入って、トルコ人男性のAさんが指を骨折したと労職研事務所に来所しました。事情を聴くと、「解体中に指を骨折し社長に労災申請を頼んだところ、社長も労災申請のやり方が分からないので自分で申請して欲しい」と言われたということでした。この男性の労災はこれで3回目になります。最初の労災は2010年に解体現場で起きた指の切断事故でした。解体屋の社長が労災請求書に事業所の証明をしないというので、本人を車に乗せ岐阜駅近くの会社の土場までいき所在地を確認したり、被災した小牧市の現場の確認にいったりしました。解体屋の社長どころか、元請けから解体屋に仕事をまわしたブローカーまで元請けを明かさず逃げるありさまで労災認定まで時間がかかり、Aさんから「いつ労災のお金くれるの。私、生活できない」と何度も私に電話がかかってきました。

Aさんの2回目の労災は解体中家屋の屋根からの転落事故で、腰の骨を折り入院していた名古屋東医療センターから私に電話してきました。指の怪我の障害補償給付が出て間がない時だったので私は携帯電話を握りながら驚きのあまり絶句しました。私がAさんの労災請求の手伝いをするため東医療センターを訪れた時、キャスター型歩行器に寄りかかったAさんが、病院の廊下を「ろうさい、ろうさい」と言いながらスイスイと私に近づいて来た姿を忘れられずにいます。この後、多くのトルコ人労災被災者が当団体を訪れるようになりました。

2010年に最初に支援した時、Aさんは日本語も英語もほとんど分からず私も苦勞したのですが、先日の来所時はかなり日本語が分かるようになっていました。在留資格も2010年は難民申請したばかりでしたが、現在は永住者の資格を持ったタイ人女性と結婚し、日本に定住することが可能な資格になっていました。トルコから呼び寄せた息子さんは日本人女性と結婚したということで、スマートフォンに録画された生まれたばかりのお孫さんの動画を見せてくれました。今はAさんが4回目の労災に被災しないことを祈っています。

(名古屋労災職業病研究会 成田 博厚)

参加団体・個人からのお知らせ

★東海在日外国人支援ネットワーク第11回総会のお知らせ

日時 : 7月6日(土)午後
場所 : 名城大学天白キャンパス校友会館
講演 : 高谷幸さん(大阪大学大学院人間科学研究科准教授)の講演を予定

★「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」総会のお知らせ

日時 : 2019年5月27日(月)18時30分～
場所 : ウィンク愛知(名古屋駅前)会議室1101
基調講演(19時30分～) : 朴金 優綺さん(在日本朝鮮人人権協会)

★名古屋難民支援室から「長期インターン募集」のお知らせ

名古屋難民支援室(DAN)は現在常勤職員2名で活動していますが、中部地域に暮らす難民/難民認定申請者の抱える多種多様な問題や相談内容に対して、より迅速かつ丁寧に支援を提供できるよう、DANのスタッフと一緒に活動して下さるインターンを募集します。

■業務内容

- ・ 難民の方からの各種相談の業務補佐
- ・ 市役所、病院、フードバンクなどへの同行支援
- ・ 難民手続に必要な書類や証拠の翻訳
- ・ 弁護士や関係者などとの打合せ同行
- ・ 入管収容者の面会同行
- ・ DAN 主催イベント（難民理解講座や料理交流会等）の企画、準備
- ・ 関係書類のファイリング、データ化

* 上記の内容は、DAN が適正を判断した上でお任せするかどうか決定することをあらかじめご了承ください。

■募集人数：1 名

■応募締切：適任者が決まり次第締め切り

■応募資格：

- ・ DAN の理念と活動に賛同できること。
- ・ 英語で業務を遂行できること。（通訳・翻訳レベルの英語力がある方を優先します）
- ・ 英語以外の言語も使用できる方歓迎。
- ・ 前向き、積極的に取り組めること。
- ・ Word、Excel の基本的な操作ができる方。
- ・ イラストレーター、フォトショップ、インデザインなどのスキルがある方歓迎。

■活動期間・時間：

- ・ 週 2～3 日以上、10:00～18:00 の間で 6 時間以上。
- ・ 期間は 6 か月以上。（それより短い場合は、応相談）
- ・ 開始日は応相談。

■待遇

- ・ 無給
- ・ 交通費一部支給

■申込方法：

まずは、下記の応募フォームからご登録をお願いします。

https://docs.google.com/forms/d/1pMK-U2jR5GSHQnM0quXzABVmcIG_oeY0ni7Kt2XY9hQ/edit

登録完了後、info@door-to-asylum.jp まで、その旨ご連絡ください。追って、担当者からご連絡させていただきます。

◆◆◆◆◆編集後記◆◆◆◆◆

大リーグ・マリナーズのイチロー選手の引退記者会見で印象に残ったのは「アメリカに来て、メジャーリーグに来て、外国人になったこと、アメリカでは僕は外国人ですから。このことは、外国人になったことで人の心を慮ったり、人の痛みを想像したり、今までなかった自分が現れたんですね」という言葉でした。（な）